

情報通信機器を用いた診療 に係る掲示

情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)は
「オンライン診療研修(厚生労働省指定)」を修了
している医師が担当します。

お薬の処方にあたり、情報通信機器を用いた診療
の初診の場合には向精神薬を処方することはでき
ません。

(厚生労働省:

オンラインの適切な実施に関する指針)

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

